

平成30年2月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月13日(火) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

(2番) 岩坂 博行

(3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 信國 敏彦

4. 欠席委員(人)

欠席委員:()

5. 議事日程

日程第1 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 只今から、平成30年2月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が18案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字中ノ口、田1筆の1,143㎡です。3条の賃貸借の新規案件で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員及び柳瀬地区推進委員のどちらかに報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>議案に記載されていることに、間違いありません。ここは、相良村土地改良区の受益地ではございませんので、揚水ポンプの電気代</p>

3 番委員	及び水路清掃の役務は地主がすることで、決まっております。以上報告いたします。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺中高原、畑2筆の9,244㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は、10aあたり200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について私から報告いたします。</p> <p>2月7日に地区推進委員と現地の確認をいたしまして、樹園地がございますが、そこは合意解約されたということでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明と10番委員及び岩崎推進委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

	<p>議案第 5 号 経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p>
議長	<p>この件につきましては、3 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(3 番委員退席)</p>
議長	<p>まず、1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権貸借についてご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字二俣及び比辻及び上原及び覚井、田 5 筆、畑 1 筆の計 6 筆で 8,005 m²です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は、全筆で玄米 420 kg です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、3 番委員の入室を許可します。</p> <p>(3 番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2 番について、5 番委員に関する案件なので、相良村農業</p>

議長	<p>委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(5番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字西鶴及び宮園、田3筆の3,913㎡です。賃貸借の再設定案件利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、5番委員の入室を許可します。</p> <p>(5番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字風呂前、田7筆の1630.44㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字蜻木及び小森及び立目、田4筆畑2筆の計6筆の3,979 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり玄米180kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字川辺字蜻木、田1筆の1,501 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字深水字買元、田4筆4,996㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、全筆で30kgの15袋です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字深水字馬場及び渡瀬、田6筆の5,617㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米30kgの17袋です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8番についてですが、3番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(3番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、8番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字柳瀬字風呂前、田3筆の4,704㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>ここで、3番委員の入室を許可します。</p> <p>(3番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、9番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号9、大字柳瀬字辻、田1筆の4,108㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号10、大字柳瀬字中洲、田2筆の4,505㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は全筆で玄米510kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号11、大字柳瀬字村ノ上、田1筆の2,394㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり25,063円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、12番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字柳瀬字立神、田2筆の3,954㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p>

議長	<p>1 番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>続きまして、所有権移転について説明いたします。番号 1、大字川辺字下七折、畑 1 筆の 506 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転をうける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 130,000 円です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 8 番委員及からの報告をお願いします。</p>
8 番委員	<p>2 月 1 1 日に現地で 5 番委員と一緒に確認し、何ら問題はありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び 8 番委員かの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 6 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議したいと思いますが、7 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(7 番委員退席)</p>

議長	1. 2番は関連につき一括して事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字中洲、田2筆の4,505㎡です。権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構をとおしての機構法の賃貸借の転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米510kgです。続きまして番号2、大字柳瀬字村ノ上、田1筆の2,394㎡です。権利を設定する農用地は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構をとおしての賃貸借の転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり、25,063円です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、7番委員の入室を許可します。</p> <p>(7番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、3番についてですが、地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(地区推進委員退席)</p>
議長	それでは、番号3について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字柳瀬字立神、田2筆の3,954㎡です。権利を設定

議長	<p>する農用地は議案に記載されているとおりです。農地中間管理機構をとおしての機構法の賃貸借の転貸で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000円です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします ここで、地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>
事務局	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業について ・農作業標準賃金協定表（改正） ・「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
議長	<p>(1) 次回の総会の開催日について 3月12日、(月)曜日、午前9時から</p> <p>閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前11時15分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年2月13日

相良村農業委員会

署名委員 7番 _____ (印)

署名委員 8番 _____ (印)